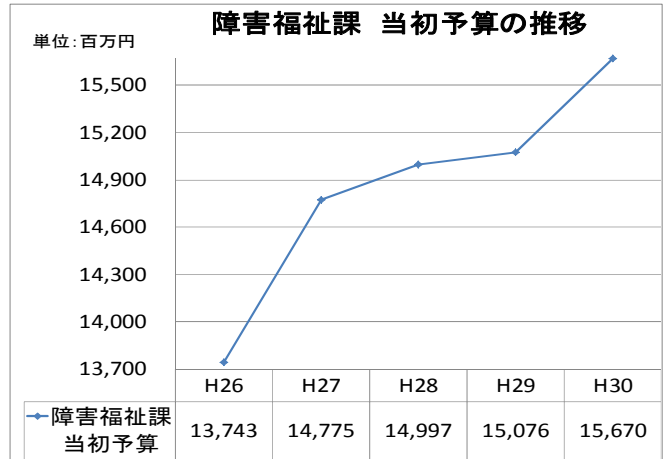
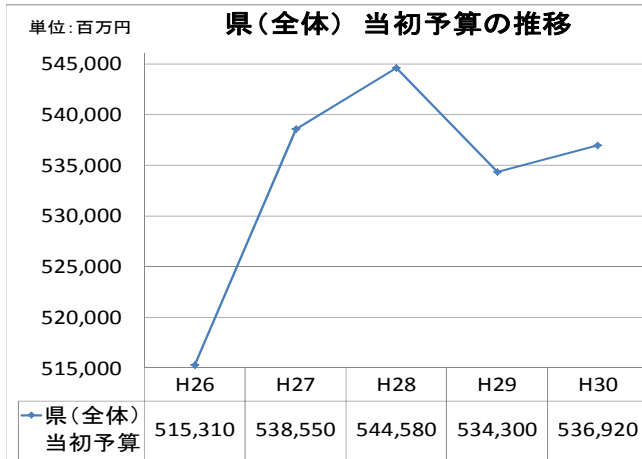


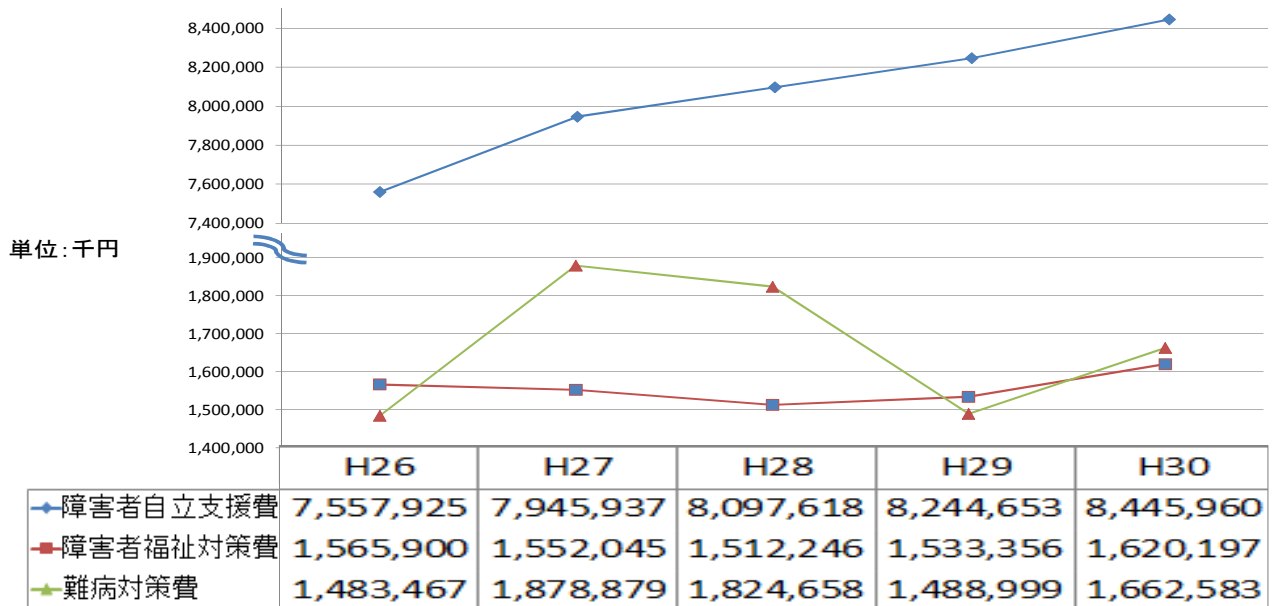
平成 30 年度 障害福祉課当初予算案概要

障害福祉課 当初予算の概要(過去5年の推移)



○障害福祉課 主な事業別、当初予算の推移

※平成30年度については、予算案の額を記載しています。



○障害福祉課 その他の主な事業別、当初予算の推移

※平成30年度については、予算案の額を記載しています。

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 児童福祉施設運営費 | 467,138 | 463,742 | 461,961 | 492,973 | 483,792 |
| 精神保健福祉対策費 | 276,663 | 245,036 | 245,225 | 258,146 | 243,455 |
| 障害者就労対策推進費 | 153,724 | 140,644 | 155,746 | 144,479 | 144,848 |
| 精神保健福祉センター費 | 104,413 | 107,396 | 107,246 | 108,760 | 86,448 |
| 民間児童福祉施設等整備助成費 | 100,942 | 61,180 | 232,373 | 223,399 | 219,390 |
| 障害者医療福祉相談推進事業費 | 94,165 | 97,993 | 98,112 | 94,672 | 94,247 |
| 社会参加促進事業費 | 77,392 | 73,192 | 74,136 | 74,496 | 76,230 |
| 障害児(者)援護費 | 58,624 | 58,926 | 59,913 | 61,289 | 61,086 |
| 発達障害者支援事業費 | 29,975 | 29,607 | 30,327 | 29,611 | 29,611 |
| 病院事業繰出金 | 636,152 | 632,409 | 637,466 | 644,724 | 630,026 |
| 地域医療総合確保事業費 | — | 36,986 | 41,486 | 35,012 | 41,998 |

| 【障害福祉課】 | | |
|----------|--------------------------|--|
| 障害者福祉対策費 | 1,620,197 (1,533,356) | 障害福祉の円滑な推進のため、地域支援体制の充実、共生社会づくりの推進、扶養共済制度の実施、医療費補助制度、障害者の芸術・文化活動の支援等を行う。 |
| 国 | 64,419 | |
| 諸 | 200,904 | |
| ○ | 1,354,874 | |
| | | <p>1 障害者地域生活移行促進事業 108,330</p> <p>2 障害者扶養共済制度施行事業 321,176</p> <p>3 重度障害者・児福祉医療事業費 1,128,364</p> <p>4 障害者芸術・文化活動推進事業 34,700 公募作品展の開催、NO-MA 企画展の開催や情報発信、著作権等の保護にあたる障害者芸術文化活動支援センターの支援などを通して、障害者芸術・文化活動の裾野の拡大による社会参加の促進を図る。</p> <p>5 障害者差別解消推進事業 4,627 障害者差別の解消をはじめ、共生社会づくりを目指すための条例の制定に向けた検討およびその周知、障害者差別・虐待等に関する相談・通報への対応、障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の運営、ヘルプマーク等の普及啓発などの取組を実施する。</p> |

| | | |
|-----------------|---|---|
| <p>障害者自立支援費</p> | <p>8,445,960 (8,244,653)</p> <p>国 894,896</p> <p>使 10</p> <p>繰 3,748</p> <p>起 33,700</p> <p>⊖ 7,513,606</p> | <p>障害者総合支援法に基づく制度の円滑かつ着実な実施を図る。</p> <p>1 障害者自立支援給付費 5,784,955</p> <p>2 自立支援医療費 2,190,805</p> <p>3 障害者自立支援推進事業費 38,397</p> <p>(1) 日中活動の場支援事業費補助金 26,108 市町と共同して就労継続支援A型事業所に経費を補助することにより 重度障害者の利用を促進する。</p> <p>(2) 障害者就労移行強化モデル事業費補助金 3,000 就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業所へのステップアップ を促進して、障害のある人の一般就労の一層の促進を図る。</p> <p>4 重度障害者地域包括支援事業 195,671 市町と共同して重度障害児者の入所支援および通所支援を実施することにより、 重度障害児者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図る。</p> <p>(1) 重度障害者地域包括支援事業費補助 138,560</p> <p>(2) 重症心身障害児（者）ケアマネジメント支援事業 10,700</p> <p>(3) 強度行動障害対応専門家チーム巡回事業 3,145</p> <p>(4) 重症心身障害者等施設整備事業費補助 (施設整備2箇所、個室（専用スペース）整備1箇所) 33,750</p> <p>(5) 重症心身障害児等特別加算事業 9,516</p> |
|-----------------|---|---|

| | | |
|-------------------|------------------------------|--|
| <p>障害者就労対策推進費</p> | <p>144,848 (144,479)</p> | <p>生活・就労両面からの相談体制の整備や、就労支援事業所等における仕事の確保・販路開拓等の就労収入向上、一般就労への移行促進支援、職域の拡大に向けた仕組みづくりなどを支援し、障害者の就労促進による経済的自立を図る。</p> |
| | <p>国 46,746</p> | |
| | <p>⊖ 98,102</p> | <p>1 障害者就業・生活支援センター事業 63,798</p> <p>2 働き・暮らし応援センター事業 9,671 障害者就業・生活支援センターに、職場への定着支援を行う就労サポーターを配置し、「働き・暮らし応援センター」として体制強化を図り、障害者の職業生活における自立を促進する。</p> <p>3 障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業 13,503 障害福祉サービス事業所で働く障害者の就労収入の向上を図るため、個別指導による業務改善、職業指導職員の資質向上、農福連携などによる事業所の新たな仕事おこしを支援する。</p> <p>4 地域活動支援センター運営事業（3箇所） 16,746</p> <p>5 就労移行支援促進事業 3,600 障害のある人および生活困窮となっている人の一般就労を促進するため、就労支援に携わる者の職業評価能力の向上等を図るための研修を実施する。</p> <p>6 介護等の場における知的障害者就労促進事業 11,400 県独自認定資格および法定資格研修の実施や、介護事業所等の職員に対する研修の実施、雇用等の調整を行う登録センターの設置により知的障害者の雇用先として期待される介護事業所等での就労促進を図る。</p> |

| | | |
|-------------------|--|--|
| <p>発達障害者支援事業費</p> | <p>29,611 (29,611)</p> <p>国 14,777</p> <p>⊖ 14,834</p> | <p>発達障害のある人が、身近な地域において自立した生活が送れるよう人材の養成や相談支援体制の整備を図るとともに、啓発の実施により発達障害に対する理解を促進する。</p> <p>1 自閉症等発達障害支援体制整備事業 29,611</p> <p>(1) 認証発達障害者ケアマネジメント支援事業 18,000 発達障害者支援ケアマネージャーを地域の障害者生活支援センターに配置し、専門的な相談支援を行う。</p> <p>(2) 発達障害者自立生活移行支援事業 7,000 発達障害者に対する身近な地域での支援体制強化とサービスの充実を図るため、就労・生活支援プログラムを活用した支援者のスキルアップを図るとともに、地域生活への移行支援を実施する。</p> <p>(3) 高校・大学を対象とした発達障害キャリア支援事業 4,000 発達障害のある生徒や学生の特性に応じたキャリア支援が実施できるよう、高校・大学担当者への助言および県内関係機関への支援を行う。</p> |
| <p>社会参加促進事業費</p> | <p>76,230 (74,496)</p> <p>国 34,347</p> <p>⊖ 41,883</p> | <p>身体障害者の自立と社会参加を促進するための各種の事業を行う。</p> <p>① 障害者アクセシビリティ普及促進事業 1,200</p> <p>障害のある人を対象とした芸術鑑賞会の開催や芸術を鑑賞する機会の拡充に向けた研修会などを通して、障害のある人も、ない人と同様に芸術に親しむことができる環境の整備を進める。</p> |

単位：千円

| | | |
|-----------------------|---|--|
| <p>障害児（者）援護費</p> | <p>61,086 (61,289)</p> <p>国 28,116</p> <p>⊖ 32,970</p> | <p>障害者自立支援協議会を中心とした福祉・医療・教育・保健等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援従事者やサービス提供事業者の資質の向上を図る。</p> <p>1 障害児（者）地域生活支援事業 57,500</p> <p>(1) 障害者生活支援センター事業（7箇所） 42,000</p> <p>(2) 障害者自立支援協議会事業 15,500</p> |
| <p>障害者医療福祉相談推進事業費</p> | <p>94,247 (94,672)</p> <p>国 37,544</p> <p>⊖ 56,703</p> | <p>複雑困難な相談に、高い専門性で一貫した対応を行うため、専門相談機関が集まる医療福祉相談モールにより、地域の相談体制の強化を図る。</p> <p>1 知的障害者更生相談所事業 19,157</p> <p>2 発達障害者支援センター運営事業 49,142</p> <p>3 ひきこもり支援センター事業 13,597</p> <p>4 高次脳機能障害対策事業 12,351</p> <p>(1) 高次脳機能障害広域調整強化事業 500</p> <p>高次脳機能障害のある方への支援を総合的に推進するため、高次脳機能障害支援センターの設置や身近な地域での支援体制整備に向けた広域調整強化事業、普及啓発事業等を実施する。</p> |
| <p>民間児童福祉施設等整備助成費</p> | <p>219,390 (223,399)</p> <p>国 146,259</p> <p>起 73,100</p> <p>⊖ 31</p> | <p>心身障害児者の地域生活等を支援するため、社会福祉法人等が行う障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等の整備に要する経費に対し助成する。</p> <p>1 障害児者施設等整備助成費 219,390</p> <p>(1) 民間心身障害児者施設整備費補助（3箇所） 219,390</p> |

| | | |
|------------------|--|--|
| <p>児童福祉施設運営費</p> | <p>483,792 (492,973)</p> <p>国 44,274</p> <p>分 3,088</p> <p>使 60,509</p> <p>財 793</p> <p>諸 6,445</p> <p>⊖ 368,683</p> | <p>県立の児童福祉施設等の運営を行うとともに、利用者の福祉向上を図るため、施設や設備の整備・修繕等を行う。</p> <p>長 1 近江学園長寿命化等推進事業 8,000 近江学園の老朽化に対応するための施設・設備の整備について、PPP/PFI手法の導入の適否を評価するための調査を行う。</p> |
| <p>病院事業繰出金</p> | <p>630,026 (644,724)</p> <p>⊖ 630,026</p> | <p>高度な専門的保健医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、精神医療センターに対し、地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出しを行い、病院経営基盤の確立を図る。</p> <p>1 病院事業負担金 565,223</p> <p>2 保健衛生行政等負担金 44,896</p> <p>3 共済組合追加費用等負担金 19,907</p> |

| | | |
|------------------|---|--|
| <p>難病対策費</p> | <p>1,662,583 (1,488,999)</p> <p>国 818,449</p> <p>使 115</p> <p>⊖ 844,019</p> | <p>患者とその家族を支援するため、総合的な難病対策を推進するとともに、原因が不明であって治療方法が確立していない指定難病について、特定医療費助成事業により、患者の医療費の負担軽減を図る。</p> <p>1 難病対策推進事業 29,360</p> <p>安定した療養生活の確保と難病患者およびその家族のQOLの向上を目的とし、難病患者に対する総合的な相談・支援や受入れ病院の確保並びに在宅療養上の適切な支援を実施する。</p> <p>(1) 難病相談支援センター事業 10,794</p> <p>(2) 難病医療提供体制整備事業 12,953</p> <p>2 指定難病特定医療費助成事業 1,630,990</p> |
| <p>精神保健福祉対策費</p> | <p>243,455 (258,146)</p> <p>国 69,073</p> <p>諸 79</p> <p>⊖ 174,303</p> | <p>より良い精神医療の確保、地域精神保健福祉施策の充実を図る。</p> <p>1 精神科救急医療システム事業 90,073</p> <p>2 精神障害者地域生活支援事業 65,100</p> <p>3 アルコール健康障害対策費 990</p> <p>アルコール健康障害対策推進会議の開催を通じて関係機関や民間団体と連携しながら啓発活動、医療体制の強化にむけた研修開催および当事者団体の活動支援を行う。</p> <p>4 ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業 6,300</p> <p>ひきこもり支援の先進的実践を通じて支援事例の蓄積や分析による類型化を行い、その成果を全県に普及することにより、県内各圏域で地域の実情に応じた取組が実施されるよう支援する。</p> |

| | | |
|--------------------|--|---|
| <p>精神保健福祉センター費</p> | <p>86,448 (86,699)</p> <p>国 7,043</p> <p>諸 1,231</p> <p>⊖ 78,174</p> | <p>高度・専門的機関としての相談指導事業、精神保健福祉知識の普及啓発、教育・研修、団体育成等の事業を行うとともに、総合的技術の中核機関として保健所・地域医療機関をサポートする。</p> <p>1 精神科救急情報センター運営費 51,555 緊急な医療を必要とする精神障害者等が速やかに治療を受けられるよう、入院措置や医療機関の紹介または受診指導等を行う。</p> |
| <p>自殺対策推進費</p> | <p>50,730 (46,771)</p> <p>国 36,769</p> <p>⊖ 13,961</p> | <p>自殺予防のための啓発事業の実施や、市町、民間団体の取組について支援を行う。</p> <p>1 地域自殺対策強化事業 27,582</p> <p>(1) 市町自殺対策強化事業費補助 (19 市町) 20,281</p> <p>2 自殺対策推進センター運営費 23,148 自殺対策の取組を総合的に推進するため、実態把握や情報収集、相談体制の充実、ゲートキーパー養成、市町自殺対策計画の策定支援等を行う。</p> |
| <p>地域医療総合確保事業費</p> | <p>41,998 (35,012)</p> <p>繰 41,998</p> | <p>安心して快適な環境のもとで医療介護サービスが受けられるよう、効率的で質の高い医療提供体制の構築および医療人材の確保等を図る。</p> <p>1 児童思春期・精神保健医療体制整備事業 17,000 発達障害や児童思春期の精神疾患など子どものこころの医療や支援体制について、人材育成を含め全県的な強化を進める。</p> <p>② 精神科急性期治療病棟整備事業 20,000 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科デイケア実施施設の改修等を行う。</p> |

障害者差別解消推進事業

予算要求額：4,627千円
(H29予算額：3,906千円)

1. 事業目的（必要性、経過、現状等）

- ◎平成29年2月定例会議において、条例について質問があり、滋賀に根付く福祉の思想を条例として県民の皆さんと改めて共有すること、平成29年度は社会福祉審議会に専門分科会を設け条例の骨格について議論を行い、滋賀らしく実効性のある条例となるよう検討を進めることについて知事答弁があったところ。
- ◎「共生社会づくりを目指すための条例」の骨格について、平成29年5月19日に社会福祉審議会に諮問を行い、その内容について調査・審議を行うため、滋賀県社会福祉審議会に条例検討専門分科会を設置し、条例の骨格について検討を行っている。
- ◎平成29年度末には、条例の骨格について社会福祉審議会から答申を受ける予定。
- ◎今後は、答申を受けた条例の骨格を具体の条例案とする検討を行うとともに、その内容を県民向けに広く周知する必要がある。
- ◎以上のことから、平成30年度は、条例の制定に向けた検討を行い、条例検討専門分科会へ報告し、意見聴取するとともに、その内容を多くの方へ周知および意見聴取を行うためのタウンミーティングを県内7圏域で実施する。

※参考：都道府県策定状況（H29.10月現在 滋賀県障害福祉課調べ） 25道府県

2. 事業概要

- ◎共生社会づくりを目指すための条例の骨格について、条例の制定に向けた検討を行い、条例検討専門分科会へ報告し、意見を聴取する。
- ◎共生社会づくりを目指すための条例の骨格について、その内容を多くの方へ周知するとともに、意見聴取を行うため、分科会委員を講師として、タウンミーティングを7圏域で実施する。
- ◎障害者差別・虐待に関する相談・通報への対応等を行うための嘱託員を設置する。
- ◎地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークを構築することで、地域全体として、差別の解消に向けた取組を行う。
- ◎援助や配慮が必要な方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークの普及・啓発を行う。

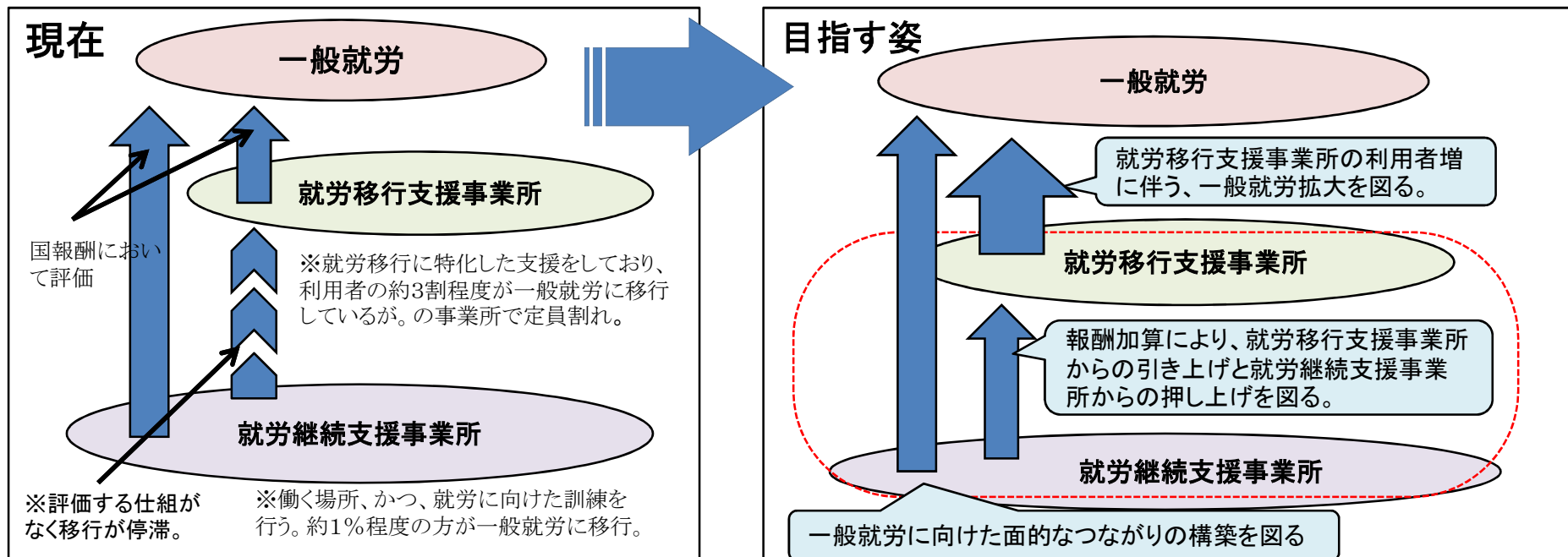
障害者就労移行強化モデル事業

- 平成28年度の「就労支援施設等の在り方検討会」にて、利用者のその時々々の力に応じたサービスの柔軟な移行や一般就労への移行が低迷しているという課題に対して、利用者がその時の能力に応じて、一般就労へ段階的につながるよう多機能型事業所を評価する仕組みが提案された。
- 障害者の就労移行に特化した訓練を行う就労移行支援事業所の役割は非常に大きいですが、利用契約者数はH29年3月実績では定員の66%程度であり、多くの事業所で定員割れとなっている。
- 就労継続支援B型事業所は就労系障害福祉サービス利用者の約8割(全国平均は約7割)を占めており、最も多くの利用者がいる。また、H28年度特別支援学校卒業生286名のうち、進路先が就労継続支援B型事業所の者は73名となっており、B型事業所から就労に向けたステップアップの促進、一般就労に向けての就労移行支援事業所等との面的なつながりを構築する必要がある。

多機能型事業所と同様に地域の中で利用者の能力に応じた事業所間の移行を促進し、地域全体に就労移行の仕組みを広げる必要

※障害者就労移行強化モデル事業(予算額 3,000千円 補助事業:県:1/2 市町:1/2)

就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業所に移行した場合、移行元の就労継続支援B型事業所および就労移行支援事業所に報酬加算(1人当たり100千円)を行うとともに、事業所移行の促進や効果的な支援等の検証のための事例収集を行う。



【継続】 高校・大学を対象とした発達障害キャリア支援モデル事業

(予算額: 4,000千円)

発達障害のある生徒や学生に対し、特性に応じた進学・就労支援(キャリア支援)が実施できるよう、キャリア支援コーディネーターを配置して高校・大学への支援を実施する県内支援者への支援を行い、特性に応じたキャリア支援の実現と身近な地域での支援体制の強化を図る。

27・28・29年度の
事業実績

OH27年度事業: 県南部の私立6高校・7大学を対象として延べ121回支援(学生支援担当者へのコーディネート支援等)
 ・定期的な学校訪問によるSSWと連携した早期からの進路相談開始
 ・大学担当教官との連携による学生への障害自己受容
 ・地域の支援機関との連携支援による登校状況の改善
 OH28年度事業: これらの成果と課題を踏まえ、事業継続、延べ800回支援。モデル事例の成果をもとに本人の状況に応じて活用できるキャリア支援プログラムを作成。
 OH29年度事業: プログラムを活用した支援の継続延べ590回、プログラム説明会等研修講師8回(上半期)

継続課題

・本人、保護者の障害受容の必要性は認識しているが学校にアプローチ手法が定着していない。
 ・差別解消法により在学中の合理的配慮の提供については意識が高いが、卒業支援を引き継ぐ機関についての知識や活用の仕方、つなぎ方を知らない。
 ・心理職(スクールカウンセラー)等が配置されているが、心理的要因へのアプローチのみとなり、その後の支援が途切れたり問題が先送りになったりする。

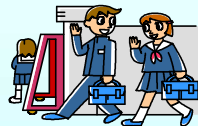
新規課題

・事業により学校内での特性に応じたキャリア支援ニーズの高まり→より早期での「気づき」の増加→より広域な福祉関係機関との連携が必要(他圏域への拡大)
 ・高等学校・大学各段階におけるキャリア支援モデルの必要性

対
応

モデル地域における支援
各学校段階における特性に応じたキャリア支援モデル

モデル地域(南部地域)



- ・障害受容支援(自己受容支援)
- ・進路(就労・進学)相談
- ・関係機関へのつなぎ方
- ・引継ぎの内容と方法
- ・個別の教育支援計画作成支援等

各学校段階における福祉関係機関との効果的な連携や特性に応じたキャリア支援モデルを作成

市町・二次圏域での高校・大学生支援体制への助言



- ・市町、福祉関係者、教育関係者への情報提供、技術支援
- ・認証発達障害者ケアマネージャーへの助言等

発達障害者のキャリア支援に高い専門性、支援実績を持つ社会福祉法人夢翔会に委託

★キャリア支援コーディネーターの配置:

モデル地域学校に対する本人及び保護者の障害受容支援、アセスメント能力の向上支援、関係機関との連携調整支援、研修・助言の継続、事例の蓄積等

事業
効果

- 各学校での本人、保護者の障害受容や自己理解へのアプローチが適切に行われ、合理的配慮が提供できる。また進路先への引継ぎが実現する。
- 高校・大学と地域の支援機関の連携が実現し、市町、福祉圏域の資源を活用した支援の提供につながる。
- 市町、認証発達障害者ケアマネージャーへの助言により、義務教育終了後の発達障害者支援体制が強化される。

県内全ての高校・大学において発達障害のある生徒・学生に対する適性に合わせた進路支援の実現へ

⑨ 障害者芸術アクセシビリティ普及促進事業

予算額 1,200 千円

1. 事業の趣旨・目的

障害者差別解消法の施行や東京オリンピック・パラリンピック、国体・全スポに向け、障害のある人がいつでもどこでも情報を容易に受け取れるよう、情報アクセシビリティの充実が求められている。芸術分野においても、美術館や劇場などのバリアフリーや意思疎通支援の整備が進められ、障害のある人が芸術に触れる機会が充実してきたが、制作者の意図や作品の背景等を理解し楽しんで鑑賞する機会は必ずしも多くない。

障害のある人がない人と同様に芸術を楽しみ、文化的な生活を享受することができる社会を実現するため、作品を理解し楽しめる環境を整備することが必要である。

2. 事業の内容

① 障害者が芸術を鑑賞する機会の拡充に向けた研修会の開催 計 3 回実施

学芸員、事業所の職員を対象に、わかりやすいチラシの作成や、鑑賞手法、公演や展覧会での情報保証などのあり方についての研修会を開催

② 障害のある人への芸術鑑賞会の開催 計 3 回実施

視覚・聴覚障害者、盲ろう者、発達障害者を対象にそれぞれの障害特性に配慮した手法で芸術鑑賞会を開催 計 3 回開催

- ・視覚障害者、盲ろう者向け 造形作品鑑賞会：触感・解説
- ・聴覚障害者、盲ろう者向け 表現活動鑑賞会：振動
- ・発達障害者は、作品のどこを見ればいいのか作品をどのように楽しめばいいのか悩まれる方が多く、そういった特徴に合わせた鑑賞プログラムを作成

③ 県立学校への芸術アクセシビリティ出張授業 計 3 回開催

アイマスクをつけて作品に触れる、音声ガイド、字幕等について授業を行う

④ 糸賀一雄記念音楽祭の情報アクセシビリティの充実

視覚・聴覚障害者や盲ろう者が音楽祭を楽しめるプログラムを組み、配慮を行う
ex.手話・要約筆記で状況把握、音声ガイド、字幕、手拍子、体を揺らす

⑤ 成果発表会の開催 1 回

上記の事業成果を発表し、ノウハウを共有する成果発表会を開催

3. 事業の効果

・障害のない人は興味があれば当たり前前に芸術を鑑賞し、音楽に触れることができるが、障害のある人が望んでも、視覚に障害があれば絵を鑑賞する、聴覚に障害があれば音楽を鑑賞するという当たり前前のがなかなかできない。障害のある人が障害のない人と同様に当たり前前に芸術に触れることができる環境を少しでも整備することで、障害のある人が地域で当たり前前に生活ができ、ともに暮らし、活動することができる社会の実現につなげる。

・障害のある人に芸術を鑑賞する楽しみを知ってもらうことで、障害のある人の人生が豊

かになる。

- 学芸員や文化関係者、事業所の職員等がチラシの工夫や情報保証のあり方を学ぶことで、障害特性や合理的配慮への理解が広がり、障害のある人の鑑賞機会の増加につながる。
- モデル的に当事業を行うことで、文化施設や文化関係者に障害のある人の鑑賞手法について知ってもらい、自分たちの施設で取り組んでもらうなど、波及効果が期待できる。
- 県立学校で芸術アクセシビリティに特化した授業を行い、生徒が視覚、聴覚、盲ろう者の障害特性、情報保証の概要について学ぶことで、共生社会の在り方や合理的配慮について理解が広がる
- 糸賀一雄記念賞音楽祭にてアクセシビリティを充実させることで、誰もが楽しめる舞台芸術の先行例を作り、他の取組に波及させる。

アルコール健康障害対策事業

事業費：990千円
(H29事業費：956千円)

1 事業目的（必要性、経過、現状等）

平成26年6月に成立した「アルコール健康障害対策基本法」および平成28年5月に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」に基づく、滋賀県のアルコール健康障害対策の推進に向けた県計画の策定および総合的な対策推進を図ることを目的とするもの。

アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいい、県ではその発生・進行・再発を段階に応じて予防し、健康障害のある人の日常生活支援の充実にに向けた施策を推進する。

対策の推進に向けて、平成27年度より、関係者会議を設置し県内の現状共有や計画策定に向けた検討を進め、平成29年度に(仮)滋賀県アルコール健康障害対策推進計画を策定する。

2 事業概要

○アルコール健康障害対策推進会議の開催

直執行（医療機関、酒造酒販組合、警察、教育機関等関係者会議を開催し、対策の推進に向けた進行管理や評価等を行う）

○対策推進

・依存症医療研修

県計画に基づき、依存症治療拠点機関（アルコール健康障害）である精神医療センターにおいて、県内の医療機関に勤務する医療従事者を対象とした早期発見・早期治療や治療向上に向けた研修会を開催する。

・情報発信

治療拠点機関の役割である情報発信として、専門的な情報や機関連携に向けた啓発などを行うため、情報誌を作成・発行する。

・啓発資材の作成

学校教育において、早い時期から飲酒の恐ろしさ等と伝えるなど保健体育の授業等で活用できる視覚的な教材を作成する。

・酒害対策事業補助金

滋賀県断酒同友会に対し、県内のアルコール健康障害の普及啓発や当事者による相談活動等を実施する。

3 事業効果（前年度の実績等）

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の徹底によりアルコール健康障害を予防するとともに、アルコール健康障害に関する予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の構築の実現に向け推進が図れる。

⑨ 精神科急性期治療病棟整備事業

予算要求額：20,000千円

(H29予算額：0千円)

1. 事業の目的

東近江圏域で精神科デイケアを開設している病院は当該病院のみであり、新たに当圏域の他病院、他診療所において精神科デイケアが開設されることが見込まれないことから、当該病院精神科デイケア機能を充実させ、就労支援・自立支援を行うとともに、地域で安心して暮らせる地域包括ケアを構築することを目的とする。

2. 事業概要

- 財源：地域医療介護総合確保基金
- 補助先：公益財団法人青樹会滋賀八幡病院
- 内容：既存デイケア施設では、そのスペースの問題から、集団になじめない患者のケアや就労支援に特化したプログラムの実施が不十分であるが、既存施設の改修および設備整備を行いそのためのスペースを確保することで、これらの患者の症状・ニーズに応じたプログラムの実現を可能にする。

3. 事業効果・成果指標

【事業効果】利用スペースを拡大し、精神科デイケアの機能を充実することにより、昼間の居場所を確保し生活のリズムを安定させることで、在宅治療を続ける患者の病状変化にも対応できる医療提供体制を構築することができる。

【成果指標】滋賀県保健医療計画に基づく。